

こ保給第624号  
令和5年7月7日

横浜市こども青少年局  
保育・教育給付課長

各保育・教育施設 代表者様

令和5年度加算算定対象人数等認定申請書  
(処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費)の提出について(依頼)

日頃より本市の保育・教育行政に御協力賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年度処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費につきましては、「加算の適用の有無」を申請していただき、加算を適用する場合には「加算対象職員数」もあわせて申請していただく必要があります。「加算の適用の有無」にかかわらず、全ての施設・事業所において申請書の提出が必要となりますので、以下のとおり御提出をお願いいたします。

1 提出書類・提出方法

(1) 提出書類

処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費申請データ(エクセルファイル)

(2) 提出方法

横浜市電子申請・届出システム

(3) 申請データのダウンロード・提出先

申請データのダウンロード・提出は市ウェブサイト(下記URL)からお願いいたします。

○横浜市こども青少年局 令和5年度処遇改善等加算等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2023syogu.html>

横浜市 令和5年度 処遇改善等加算 検索

2 提出期限

令和5年8月10日(木)

3 申請データ作成にあたっての留意事項

- (1) 「令和5年度加算率等認定申請書(処遇改善等加算Ⅰ)」で算出した人数を使用する部分があります。「令和5年度処遇改善等加算Ⅰに係る平均経験年数について(通知)」(決定後に順次送付)に記載の、「申請書で記載された職員のうち、経験年数7年0か月以上かつ対象職種の職員の数(職員処遇改善費の申請に使用します)」を御確認のうえ作成してください。

(裏面あり)

- (2) 「令和5年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費 申請事務手続き編 (令和5年7月版)」及び「令和5年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費 ～制度編～ (令和5年3月版)」を必ず御確認ください。また、データ作成に関して不明な点がある場合には、横浜市コールセンターへお問い合わせください。

○横浜市コールセンター : 045-550-5602

【開設期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日

受付時間：10時00分～16時00分（6時間/日）

（土日・祝日・年末年始を除く）

#### 4 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件必須化について

- (1) 令和5年度から処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件が適用されます。副主任保育士・中核リーダー等については、令和5年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度から適用されます。
- (2) 職員処遇改善費の研修修了要件は令和6年度から適用されます。

詳細については市ウェブサイトをご確認ください。

○処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/shogukennshu.html>

横浜市 処遇Ⅱ 研修要件

検索

【担当】 こども青少年局保育・教育給付課

市内施設給付担当

電話 045-671-0202

045-671-0204

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください